



機 関 紙

えひめ 社会福祉 2021

も く じ

- 特集「新型コロナウイルス感染症でどう変わった？」
～感染防止に努めながら
福祉の現場をサポートするために～ …… P1
- 愛媛県社会福祉協議会 組織・事業紹介 …… P5
- 賛助会員名簿 …… P18
- 暮らしに役立つ相談窓口一覧 …… P19
- 愛媛県内市町社会福祉協議会一覧 …… P21
- 愛媛県内地域包括支援センター一覧 …… P22
- 令和2年度 決算概要 …… P23
- 新規採用職員へのインタビュー …… P24

「やさしさ」を抱きしめよう



社会福祉法人
愛媛県社会福祉協議会

新型コロナウイルス感染症でどう変わった？

～感染防止に努めながら福祉の現場をサポートするために～

新型コロナウイルス感染症は、令和元年12月、中華人民共和国湖北省武漢市において最初の発生が報告され、その後、世界各国でも発生しました。令和2年1月30日には世界保健機関（WHO）により「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」との宣言があり、同年3月11日にはパンデミック（世界的な大流行）の状態にあると表明されました。

この影響により、人々の生活スタイルは大きく変化しました。感染拡大防止のため、人と人との接触が控えられることで社会的な孤立が深まり、また、感染症を封じ込めるために実施された経済活動の停止措置等により、飲食業や観光業等は甚大なダメージを受け、倒産や失業等による経済的困窮も増大し、様々な社会・生活課題が生み出されました。

本会においても、様々な事業に影響があり、会議・研修の開催方法等の変更を余儀なくされ、現在も試行錯誤を重ねながら事業を進めています。

今回の特集では、コロナ禍での本会の取り組み等をいくつかの事業に分けて紹介します。

会議

◆コロナ禍の会議開催について◆

本会における各事業や団体受託事務の業務では、集合型の対面会議を日常的に行ってききましたが、コロナ禍以後は従来と異なる開催に取り組んできました。長期化するコロナ禍において、Zoom等のオンライン会議システムを活用しながら、会議の内容や規模、開催時期等の状況に応じて、集合型やハイブリット型会議（集合型とオンライン会議の併用）、書面審議等を行い、各種会議の適正かつ効果的な開催に努めています。

○以前の会議の様子



○コロナ禍の Zoom 等を用いた会議の様子



◆出席者の声◆

メリット

- ・遠隔地での会議にも出席しやすくなり、移動時間や経費の節減につながった。
- ・会議資料の共有化により、プレゼンテーションの利便性や質が向上した。
- ・録画機能を活用して、会議録の作成が効率よくできる。

デメリット

- ・通信環境やオンライン機器の不具合等の影響で会議の進行に支障がでた。
- ・共通の画面を通しての会話となり、出席者の表情や反応が分かりづらいため、コミュニケーションが取りづらい。

研修・セミナー

◆コロナ禍の研修開催について◆

集合研修 の実情

少人数での開催やフェイスシールドの着用、アルコール消毒、検温の徹底等、最大限の対策をして開催しています。

オンライン 開催の実情

研修運営の方法としてオンラインが主流となりつつあります。実施が困難とされていたグループワーク等については、使用する機材や通信環境によってはうまく機能しない場合があったり、参加者が複数の場合に事前の動作確認が必要であったりする等、細かな部分で課題も見受けられますが、徐々に機材等が進歩し開催可能になってきています。

○以前の研修の様子



○コロナ禍の研修の様子



◆参加者の声◆

メリット

- ・録画配信の場合、途中で映像を止めることで、仕事の合間に少しずつ受講を進めることが可能で、時間を有効活用することができた。
- ・講義を繰り返し視聴することで、理解度が高まった。
- ・移動にかかる時間や経費の削減ができ、参加しやすくなった。
- ・Zoom等を使用する場合、画面共有機能等で理解も深まり、集合研修とさほど変わらず受講することが可能であった。
- ・はじめは戸惑いもあったが、普段と同じ環境でリラックスして受講することができた。

デメリット

- ・会場の熱量が伝わらなかった。(ライブ感に欠ける)
- ・他の参加者との交流が持てない、持ちづらかった。
- ・実践が求められる研修には不向きである。
- ・時間の有効活用はできるが、フィードバックを得づらいため、集合研修よりもモチベーションの維持が難しい。

◆コロナ禍の研修開催まとめ◆

講演や知識を習得するための研修はオンライン開催の効果が高く、グループワークやディスカッション等は効果が低いことが考えられます。

また、空間を共有することで感じる事ができる熱量は、オンライン開催では伝わりづらいため、今後、集合研修がなくなる可能性は低いと考えられます。コロナ禍で研修のオンライン化が進みましたが、逆に集合研修の価値は高まっており、オンライン開催できるもの、集合研修が良いものの住み分けが一層進むことが予想されます。

その他

◆窓口業務の変化◆

来客があった場合の対応方法はアクリル板越しでの会話となっています。また、入口に自動検温器を置き、体温を測っていただくようお願いをしています。



アクリル板窓口



自動検温器

その他世間の変化

コロナ禍では、私たちを取り巻く環境もオンラインを使用したものへと変化しています。

例えば…

- オンライン授業
- オンライン飲み会
- オンラインコンサート
- オンライン旅行
- オンライン結婚式
- オンライン厄除け祈願 まで



◎ここまでの内容を踏まえて…

新型コロナウイルスの感染拡大は、社会的・経済的に大きな被害をもたらしましたが、その一方で、ビジネスや私生活におけるオンライン化・IT化が急速に発展するきっかけになったともいえます。福祉業界においても、その例外ではなく、全国・各都道府県組織や法人間の連絡調整、研修のあり方等に大きな影響を及ぼしました。オンライン化・IT化にはメリット・デメリット両方の側面があり、本会でもそれらの特性を踏まえながら、コロナ収束後に、(コロナ発生前のように)元通りにするもの、オンラインに切り替えていくもの等を検討しながら、今後の事業に上手く活用していくことが求められています。

参考

【新型コロナウイルス感染症データ】 ※国内・県内の状況

感染確認	令和2年1月16日 神奈川県で国内初の感染者が確認される 令和2年3月2日 愛媛県内で初の感染者が確認される
県内発令宣言等	令和2年4月16日～令和2年5月6日 緊急事態宣言発令 (県内感染者数累計 2,452名) 令和3年4月25日～令和3年5月31日 まん延防止等重点措置 (県内感染者数累計 2,713名) 令和3年8月20日～令和3年9月12日 まん延防止等重点措置 (県内感染者数累計 3,736名)
感染者状況	(国内) 感染者数 1,706,400名 死亡者数 17,934名 (令和3年10/10現在) (県内) 感染者数 5,260名 死亡者数 81名 (令和3年10/10現在) ※日本国内においても、令和3年2月から医療従事者を皮切りに、段階的にワクチン接種が開始されているが、現在、非常に感染力の強いインド由来の変異ウイルス「デルタ株」が猛威を奮っており、全国的に感染が再拡大している。
その他	①令和3年7月23日から東京2020オリンピックが緊急事態宣言の中、無観客で開催された。 ②令和2年度の「ユーキャン新語・流行語大賞」ではコロナ関連用語として、「3密」が年間大賞になり、トップ10には「アベノマスク」「アマビエ」「オンライン○○」「Gotoキャンペーン」等が入った。また、「新しい生活様式」「おうち時間」「クラスター」「自粛警察」「濃厚接触者」等も候補に挙がった。

愛媛県社会福祉協議会の 組織・事業紹介



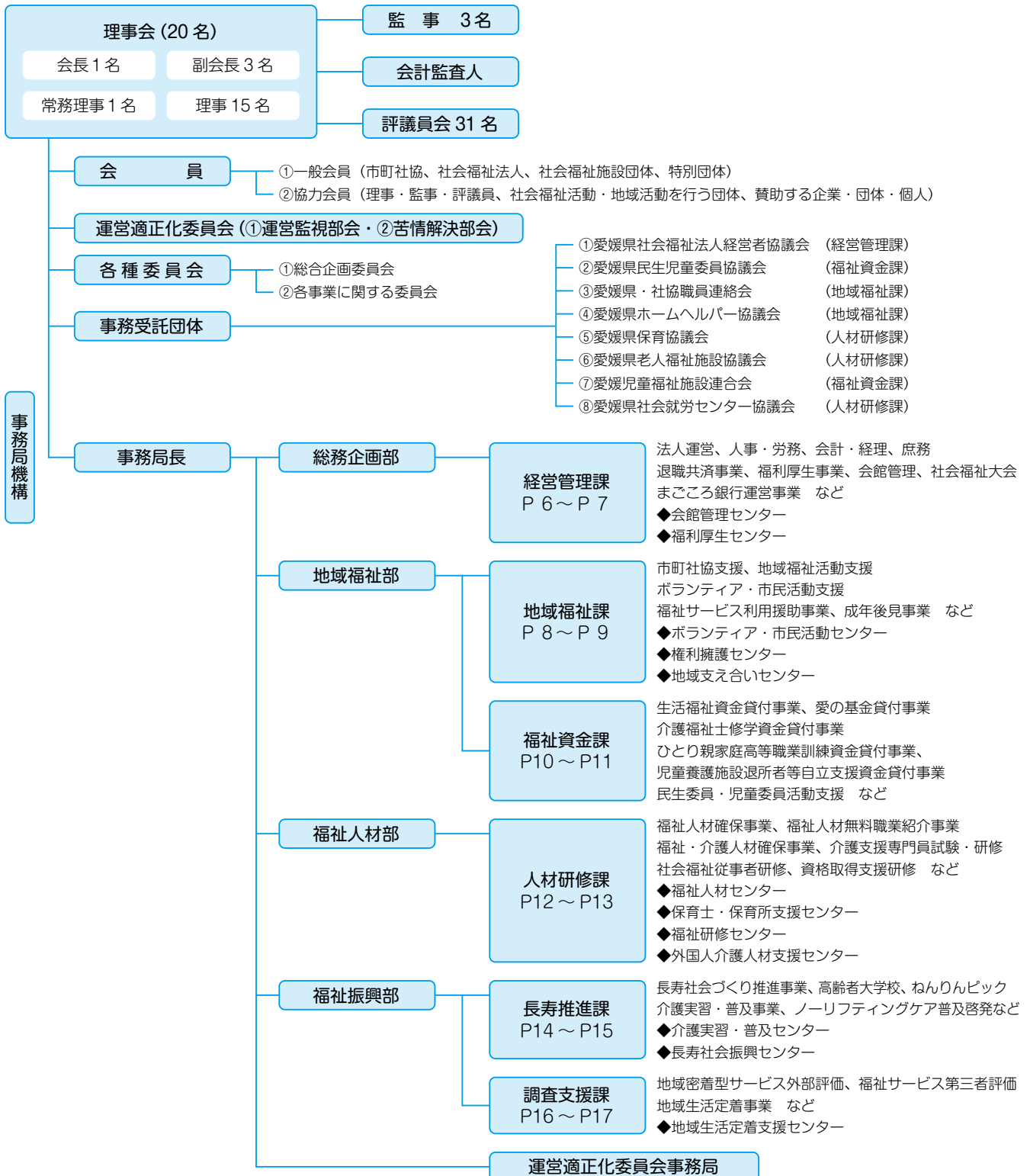
「やさしさ」を抱きしめよう

愛媛県社会福祉協議会は、社会福祉法に基づいて設置された民間の組織です。「県社協」の愛称で親しまれており、地域住民やボランティア、福祉・保健などの関係者、行政機関等の協力を得ながら、福祉のまちづくりをめざす営利を目的としない公共性と公益性の高い団体です。

本会の組織概要及び各課の実施事業をご紹介します。

令和3年度愛媛県社会福祉協議会 組織機構図

令和3年4月1日現在

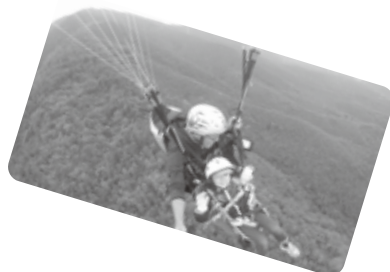


福利厚生センター事業（ソウェルクラブ）

本会では県内の福祉従事者の福利厚生を図るため、福利厚生センター（東京都）の委託を受けて、福利厚生事業（愛称：ソウェルクラブ）を実施しています。同事業には、全国で25万人を超える会員が加入し、福利厚生の充実を図ることで、魅力のある職場づくり、人材の確保・定着を図っています。本会では、福祉厚生センターと連携して、全国展開の各種割引サービスに加え、地元根付いた観光ツアーやスポーツ大会等を実施して、会員間の交流やリフレッシュを図っています。

◆サービス内容

- ※各イベントに格安で参加できるほか、慶弔給付、クーポン券の発行等を行っています。
- ・**会員交流事業**（旅行、ゴルフ、観劇、食事会などに特別料金で参加可能）
- ・**愛媛県オリジナルクーポン券発行**（県内温泉施設などで利用可能）
- ・**健診費用助成、法人内サークル活動助成**
- ・**慶弔等給付**（結婚、出産、資格取得、永年勤続、入院等）、**健康生活用品贈呈**
- ・**各種割引**（宿泊・レジャー、スポーツクラブなど、全国20万以上の優待メニューあり）



※現在は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した事業を実施中。

【今までの会員交流事業実施例】

- ・食事会（東中南予の有名店で実施）
- ・旅行（大原美術館等の日帰りから台湾2泊3日まで幅広く実施）
- ・劇団四季・坊っちゃん劇場（定価の半額以下ではありません）
- ・パラグライダー等の体験講座 等

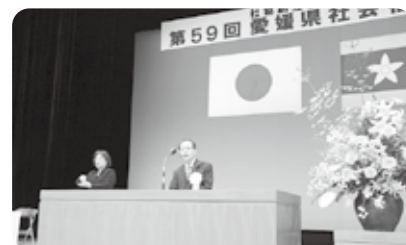
法人の福利厚生の充実は、人材確保・定着につながります。本事業に興味のある方は、パンフレット等を送付しますので、経営管理課までご連絡ください。

社協創立70周年記念 第69回愛媛県社会福祉大会

令和3年度は、10月20日（水）に標記大会の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、関係者が集合しての開催を見送ることとなりました。県内の福祉功労者等に対する表彰については、賞状と記念品をお手元にお届けします。

過去の記念大会の状況を下記のとおりご紹介いたします。

県社協創立60周年 第59回大会の様子



過去の記念大会

●県社協創立40周年記念 第39回【平成3年11月2日（土）】

記念講演「生きがいを求めて」～心豊かな長寿社会・21世紀へ～
日本社会福祉事業大学学長 三浦 文夫
社協キャッチフレーズ発表・表彰
特別行事：社会福祉セミナーえひめ'91、えひめの福祉展

●県社協創立50周年記念 第49回【平成13年10月22日（月）】

社協キャッチフレーズ・シンボルマーク入選発表・表彰
シンポジウム「21世紀の福祉を考える」 全社協 和田 敏明 ほか
記念行事：福祉フェア2001

●県社協創立60周年記念 第59回【平成23年10月13日（木）】

「愛媛のしみいる力」「女川のしみいる力」表彰
記念講演「山より太い猪は出ん」 夢職 小倉 くめ

なお、県社協創立70年の節目の年にあたるため、記念映像（令和3年10月完成予定）及び記念誌（令和3年9月完成）を制作しています。完成後に、改めてお知らせしますので、ぜひご覧ください！

社会福祉法人会計研修

社会福祉法人は、高い公益性を有する法人として、これまで以上に事業運営の透明性向上者財務規律の強化が求められています。そこで、本会では、計算書類等の整備や適正かつ公正な支出管理に携わる職員の育成や資質を高めるために、平成 29 年度から社会福祉法人向けに会計研修を実施しています。また、令和元年度からは、一般財団法人総合福祉研究会との共催で5つのコースで開催しています。

◆コースの種類：入門・初級・中級・上級・財務管理（年1回開催）



【受講者の声】

- ・会計の基礎について学ぶことができ、仕組みがよく分かった。大変勉強になった。
- ・業務の中の不明な点等についても今回の講座で学ぶことができた。
- ・実例（実体験）などを交えた講義だったため、とても聞きやすい。

同研修は、毎年、7～10月頃に開催しています。本会ホームページでも案内していますので、ご興味のある方は、内容をご確認の上、ぜひ、お申込みください。

愛媛まごころ銀行

愛媛まごころ銀行とは、皆さまの「地域社会の福祉の向上に役立ちたいという気持ち」と、「援助を必要としている人々」との橋渡しを行うための**寄附金等の受付窓口**です。

預託いただいた寄附金や物品は、地域福祉や災害支援、交通災害遺児の支援等に使用させていただきます。

愛媛まごころ銀行への寄附金を活用してこんな事業をしています。

災害ボランティア活動支援金

被災地でのボランティア活動等で使う資機材等の購入や、平常時において地域住民の防災意識を高めるための活動等に活用しています。

交通等災害遺児進学・就職支援金

本支援金は、愛媛県内の小学校・中学校・高等学校を卒業する災害遺児等の皆さんが進学・就職をする際の経済的援助を行っています。

- ◆対象 親又は扶養者が、交通・労働事故、天災等で死亡又は重度障がいの状態となった児童・生徒
- ◆給付金 小学校卒業生：5万円、中学校卒業生：10万円、高等学校卒業生：15万円

あなたの善意を、愛媛まごころ銀行に寄附してください。

- ◆預託方法：直接お持ちいただくか、指定口座にお振込みください。

※寄附金は、所得税控除の対象となります。また、寄附者が企業の場合には、損金算入の制度が利用できます。



カーブス様



NTT西日本様

包括的な支援体制の構築を目指して

「重層的支援体制整備事業」への対応

社会福祉法の改正により、従来の子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応が困難となっている複雑・複合的な地域課題や狭間のニーズ等に対し、市町村全体の支援機関や地域の関係者が、属性や分野を超えた取組みを柔軟に実施し、断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することを目的に、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須とした包括的な支援体制の構築を目指し、国・地方自治体の責務として、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

重層的支援体制整備事業における各事業の内容は、社会福祉法第106条の4第2項に規定されており、3つの支援を第1号から第3号に規定し、これらを支えるための事業として第4号以降を規定し、それぞれの事業が個別に行われるのではなく、一体的に展開されることが重要となっています。（事業は全ての市町村が実施する必須事業ではなく、実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業です）

本会では、県から「包括的地域福祉推進体制構築事業」の受託し、「重層的支援体制構築に向けたセミナー」の開催などを通じて、広域的に支援体制の構築を促進します。

包括的相談支援事業 <small>(社会福祉法第106条の4第2項第1号)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ○属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ○支援機関のネットワークで対応する ○複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 <small>(社会福祉法第106条の4第2項第2号)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ○社会とのつながりを作るための支援を行う ○利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ○本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 <small>(社会福祉法第106条の4第2項第3号)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ○世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ○交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ○地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 <small>(社会福祉法第106条の4第2項第4号)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ○支援が届いていない人に支援を届ける ○会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ○本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 <small>(社会福祉法第106条の4第2項第5号)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ○重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ○支援関係機関の役割分担を図る

「災害時福祉支援地域連携事業」の実施

大規模災害の発生に備え、災害時の支援・受援体制の強化や、圏域単位での体制構築と、保健・医療・福祉分野における関係機関等との連携強化を目指し、県から本事業を受託して、本県の災害派遣福祉チーム（DWAT）の連絡調整や、平時及び災害時に必要となる体制の構築と充実を図ります。

●災害福祉支援コーディネーターの配置

災害時の支援・受援体制の強化及び関係機関等との連携強化を図る。

●災害時福祉支援連絡会議の開催

災害時要配慮者支援チームにおける二次医療圏域ごとのチーム編成や、支援・受援体制の構築に係る検討を進め、体制の充実を図る。

●県及び県下市町防災訓練等への参加

災害時要配慮者支援チームの県及び市町防災訓練等への参加を通じて、チーム員の能力向上を図る。



災害ボランティアセンター運営支援

令和2年7月豪雨災害における熊本県「八代市災害ボランティアセンター」へ職員派遣の対応

社協では、災害発生時に災害ボランティアセンターを立ち上げ、被災者とボランティアをつなぐとともに、これからの生活再建を見据えて見守りや相談支援活動を行っています。

被災地では、通常の業務に加えて、災害に関する業務が増加します。地元の社協職員だけではマンパワーが足りなくなることから、近隣県や全国の社協から応援職員を派遣し、被災地社協の支援をしています。

本会では、令和2年8月14日～8月21日の期間、職員を派遣して「八代市災害ボランティアセンター」の運営支援に取り組みました。



- ◆コロナ禍での初めての災害で、災害ボランティアセンター運営支援者の派遣については、受入側・派遣側ともに感染予防対策が必要となり、試行錯誤が続いていました。
- ◆被災地では、広さのある拠点の確保や地元限定でのボランティア募集など、制限の多い中たくさんのボランティアの方々を被災者の元へお送りし、家屋の泥だしや清掃など復旧・復興のお手伝いをすることができました。

被災地では、感染予防のための手指消毒・マスクの着用はもちろんのこと、次亜塩素酸水等の物資配付も行われていました。



※山間部の旧坂本村（球磨川流域）の被害が大きく、令和2年7月3日から降り始めた豪雨による土砂災害で、多量の土砂を含んだ浸水により、人、建物、ライフライン（電気・水道・道路）の被害が拡大しました。

愛媛県地域支え合いセンターの運営

●地域支え合いセンターに関する会議の開催

平成30年7月豪雨災害の被災者を支援するために、県、市町行政、各市センター、県内の被災者支援関係機関やNPO等の団体が参加して、県域における連絡会議等を開催し、被災地の被災者支援活動報告や課題解決に向けた今後の取り組み等について協議しています。各機関や団体及びアドバイザーから助言や提案を得ながら、センターの効率的・効果的な運営につなげています。



- ◆コロナ禍の感染対策
3密回避・オンライン活用等に積極的に取り組みました。

●各市地域支え合いセンターへの支援業務の実施

各市センターの生活支援相談員など関係者のスキルアップのための研修会の開催をはじめ、連絡会議への参加や、センター活動へのアドバイザー派遣・訪問支援、外部支援機関との連絡調整などに努めながら、各市センターに対する後方支援活動に積極的に取り組んでいます。

●今後の取り組みについて

令和3年3月末をもって、八幡浜市センターが閉所となりました。令和3年度は、他市センターの閉所も予想されるため、今後も引き続き各市センターと連携しながら、被災者の生活再建支援活動を継続しつつ、センター閉所後の社協活動への移行サポートや、県域での災害支援ネットワークづくりに取り組んでいきます。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金特例貸付

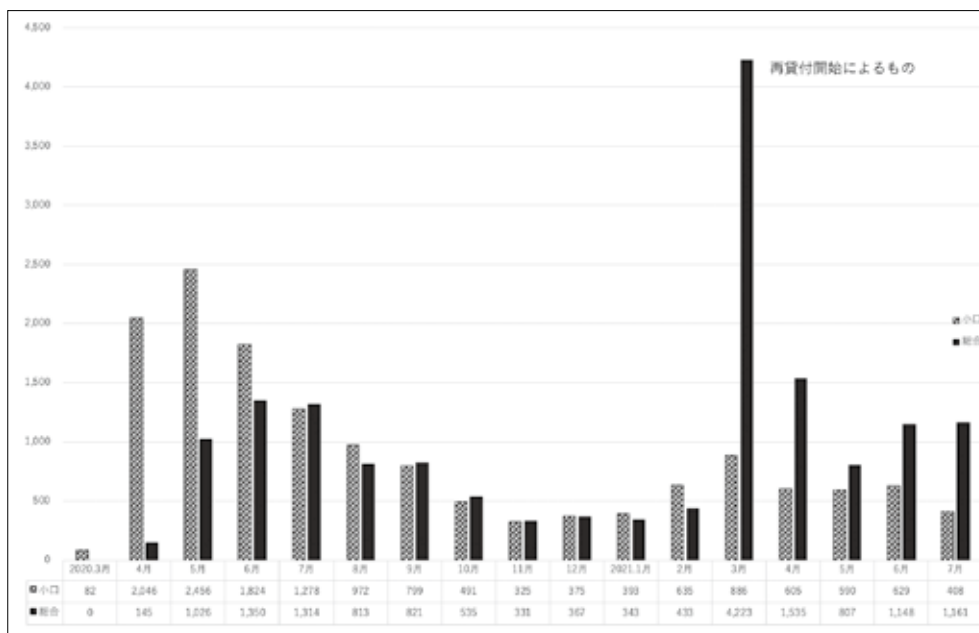
～休業や失業等により収入が減少した世帯へのセーフティネット～

新型コロナウイルス感染症は、未だ収束の見通しが立っていません。

社協では、令和2年3月25日から新型コロナウイルス感染症の影響により、休業や失業等により収入の減少した世帯に対し、生活福祉資金貸付制度の総合支援資金（生活支援費）及び緊急小口資金をあわせて最大200万円を貸付する特例貸付を行ってきました。

令和3年7月31日付けの県内貸付決定件数は、31,146件、貸付決定額は、14,688,300,000円となっています。

【特例貸付件数の推移】（令和2年3月25日～令和3年7月31日）



【傾向】

- ▶ 開始当初は、社会・経済活動の急激な衰退により、飲食や運送、観光業界で働く方々からの申込みが圧倒的に多かったが、現在では、コロナウイルス感染症が長期化する中で、申込みに至った業界の方々は多岐に渡っています。
- ▶ 年齢別では、稼働年齢層である30代から50代が全体の約70%を占めています。
- ▶ 緊急小口資金は、令和2年5月の大型連休前後をピークに減少傾向でしたが、2回目の緊急事態宣言等があった年明けから緊急小口資金、総合支援資金ともに緩やかに伸びています。
- ▶ 令和3年2月19日から緊急小口資金と総合支援資金（初回分・延長分）を借り終えた世帯を対象に総合支援資金再貸付（プラス3か月分の貸付）を開始したことから、令和3年3月上旬の申込件数が急激に増えました。
- ▶ 令和3年7月末現在では、多い日で1日約100件程度の申込みがあり、特に総合支援資金再貸付の申込みが増えています。

【現状と課題】

上記貸付件数のとおり、離職や解雇、休業等での出勤日数の減少により収入が減少し、生活維持が困難となった多くの世帯に貸付を行うことができました。これは、近年の本県における年間貸付件数・金額の約100倍に相当するものです。

一方で、コロナ禍の非対面化により、原則、郵送による申込受付を余儀なくされ、また、申込書類の簡素化や送金の迅速化を目的とした政府の意向により、特に人口の多い市部においては、これまで社協が行ってきた生活福祉資金貸付制度をはじめとする生活困窮者支援の丁寧な相談支援が困難となり、相談者の申込みに至った背景や生活課題等の把握、信頼関係の構築に大変苦慮しました。

また、国による度重なる制度内容の変更に伴い、県民への周知や社協における運用方法の変更等で混乱を招いたことも否めません。

しかしながら、この特例貸付をきっかけに市町社協では、新たな支援対象者や支援ニーズを把握・分析し、住まいの支援やフードドライブ等の食糧支援など、新たな生活支援や地域福祉活動の取組みが展開されています。

今後、この特例貸付や他施策の給付金等を活用し終え、なおも困窮が続く世帯に対し、社協は行政等と連携しながら包括的で継続的な生活困窮者支援を目指していくことが求められています。

生活困窮者等入居債務保証支援事業

～入居保証人が立てられず住まいの確保が困難な方へのセーフティネット～

本会では、賃貸住宅の入居保証人の確保が困難な方に対し、本会と市町社協、不動産関係者との3者連携により、本会が法人として入居保証人となる仕組みを構築し、令和2年度から宇和島市社協と新居浜市社協で実施しています。

今後は、ケースを重ねながら課題等を検証し、県内全域で活用できる生活困窮者支援等の社会資源となることを目指しています。

目的	賃貸住宅に入居する際の入居保証人が確保できない生活困窮者（以下、「対象者」という。）について、愛媛県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が市町社協との連携のもと、本会が対象者と入居に関する『保証利用契約』や、家主又は不動産業者の賃貸人と入居に関する『債務保証契約』を締結することにより、対象者の住居確保を行い、地域での生活基盤を支えることを目的とする。
対象者 (全てに該当すること)	①本事業を利用して自立した生活を送ることが期待できる方であって、愛媛県内の賃貸住宅（公営住宅は除く。）に入居を希望する方 ②家賃等について継続的に支払いができる見通しにもかかわらず、入居時の保証人の確保ができないため賃貸住宅への入居が困難な方 ③世帯収入が、住民税非課税相当以下の方
保証の範囲	①滞納家賃の上限3か月分（建物家賃、共益費）※ただし、生活保護制度における当該市町の住宅扶助額の月額家賃を上限とする。 ②原状回復にかかる費用（10万円以内：税込み）
保証期間	原則2年以内（審査により更新可）
利用料	20,000円
契約	①本会と対象者との『入居保証利用契約』 ②本会と賃貸人との『入居債務保証契約』 ③対象者と賃貸人との『賃貸借契約』

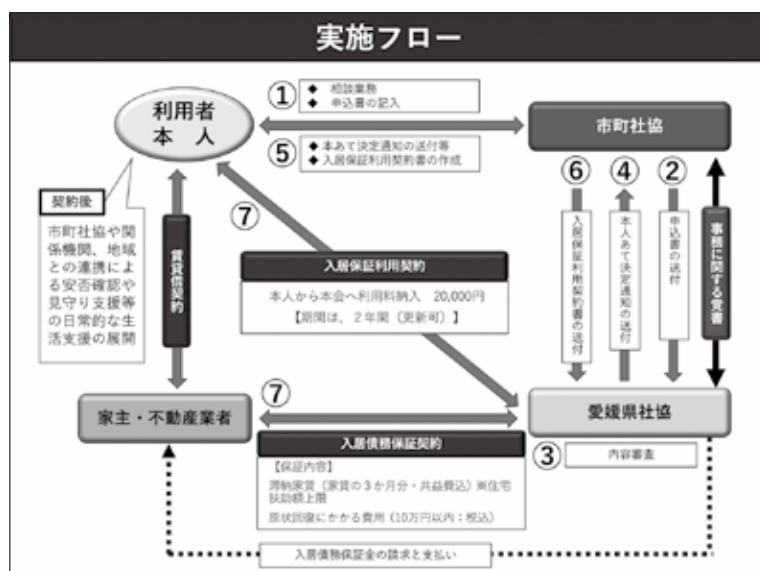
【令和2年度モデル事業の成果（実例）】

<事例1>外国人

本人63歳。58歳の内妻との二世帯。2人とも他国籍で在留カードは所持している。職場も同じであったが、コロナの影響により2人とも解雇となった。2人は会社の寮に居住していたが、解雇されたことにより5月末に退去を命じられた。市生活福祉課へ相談に行くも永住権がないため生活保護の受給資格を得られず、市社協自立相談機関へ来所となった。早急に住まいの確保が必要であることから、市生活福祉課と支援調整会議を開催し、住居確保給付金や雇用保険受給資格を申請するとともに、不動産管理会社へ相談し物件を紹介してもらった。しかしながら、入居に際して保証人や緊急連絡先がないため、本事業の利用に至った。

<事例2>ホームレス

本人83歳。10年ほど前まで姉と市営住宅に住んでいたが、姉の娘と折り合いが悪く家を出た。その後、野宿生活を続けていたため、幾度となく市生活福祉課がかかわり、住まいを確保するよう説得してきた。その後、市生活福祉課や市社協がかかわり続け、本人納得の上、借家を確保することとなったが、保証会社の審査が通らなかったため、本事業の利用に至った。



福祉就職セミナー 2021 (福祉の就職総合フェア 2021) & 福祉・介護のジョブフェス 2021

例年、福祉人材センターが福祉の人材確保を目的として、福祉分野への就職希望者や求人施設・事業所が一堂に会する合同面接を実施しています。

令和3年度は、ブース出展以外に YouTube 等を活用した「福祉のお仕事プレゼンテーション」(46 事業所がオンラインで求人情報や、事業所の紹介動画を配信)を実施しています。ブース出展には、県内外から 218 名の学生や求職者、求人事業所関係者が参加するなど、大盛況で終わりました。

また、各事業所のブースの前に、事業所のユニフォーム展示を行うなど、福祉・介護の仕事に興味のある方に対して、求人事業所の様子や魅力をわかりやすく伝えることができました。

開催日時・場所

日時：令和3年6月12日(土) 13:00～16:30

会場：愛媛県県民文化会館「真珠の間」(松山市道後町2丁目5-1)

内容

① 就職セミナー 2021 (福祉の就職総合フェア 2021)

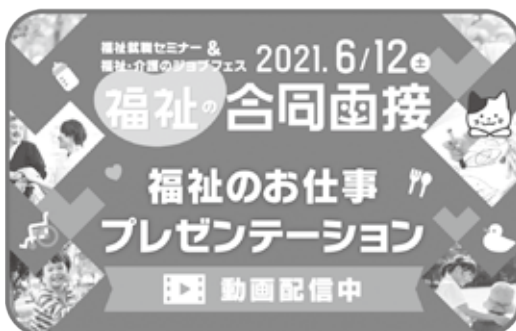
- (1) 合同説明会
- (2) 就職相談コーナー

② 福祉・介護のジョブフェス 2021

- (1) 福祉のお仕事プレゼンテーション
- (2) ユニフォーム展示

求職者が、気になる施設や事業所のブースを訪れ、実際に働いている職員から話を聞くことで、就職後のイメージがしやすくなります。また、令和3年度は、Zoomで求職者と施設をつなぎ、オンライン面談も実施しました。

施設や事業所の紹介動画は、福祉人材センターホームページ内でも公開しています。



参加者数等

年度	参加者数	出展数
令和元年度	238人	45ブース
令和2年度	152人	32ブース
令和3年度	218人	46ブース



参加者の声

◆求職者

- ・どこに就職するか具体的に決まっていなかったが、このイベントで希望する就職先を決めることができた。
- ・様々な事業所の話を聞くことができ、進路選択の参考になった。
- ・知らないことが多かったが、このイベントでよく理解することができた。今後の参考にしたい。

◆求人事業所

- ・就活生に対して施設の魅力をアピールすることができた。
- ・再来年に就職予定の学生が多く、期待が持てるイベントとなった。
- ・このイベントで学生が職場体験に来てくれることが決定した。

それいけ!! 保育士応援セミナー

保育士・保育所支援センターが、潜在保育士や現役保育士等を対象に、子どもたちにかかわるために必要とされる知識や技術を身につける機会を提供することで、保育現場への復職や定着の充実を図り、今後の保育士人材確保につなげることを目的として実施しています。令和3年度第1回セミナーは、初めてオンラインで開催することで、東予や南予の方にもご参加いただきました。

今後も集合型やオンライン型両方での開催を予定しています。

開催日時・方法

日時：令和3年6月30日(水) 13:00～14:40

開催方法：Zoom を使用してのオンライン開催

※後日、参加者に YouTube で限定配信



参加者数等

21名(潜在保育士3名・現役保育士18名)

参加者の声

- ・南予に住んでおり、松山で開催される講座には参加ができなかったが、今回 Zoom での開催されたことで新型コロナウイルスを気にせず参加することができ、ありがたかった。今後も Zoom や土日開催を取り入れてもらえるとうれしい。
- ・オンライン型でも、わからないところを質問することができ、丁寧に大変わかりやすかった。後日、動画配信もあり、後で見返すことができた点もよかった。

次回開催予定

【第2回】令和3年11月11日(木) 13:30～16:00

『まいこ先生のピアノのピ#2』(集合)

【第3回】令和4年2月初旬(オンライン)

ノーリフティングケアの普及啓発

○「ノーリフティングケア」とは？

介護する側・される側双方において安全で安心な、持ち上げない・抱え上げない・引きずらないケアをノーリフティングケアと呼びます。「移動用リフト」、「スライディングボード」、「スライディングシート」などを使い、持ち上げることなくベッドから車いすなどに移乗する姿を想像するとイメージしやすいと思います。

移乗の際に、持ち上げたり引きずったりする介助を行うと、利用者は身構えて力が入りますので筋肉が緊張した状態になります。一方で介助者も持ち上げることによって腰に大きな負荷がかかります。

持ち上げる行為は一瞬でも、トイレ・食事・入浴・歯みがきなど、一日に何十回も繰り返されることで、利用者は関節が固まる「拘縮」や、皮膚が虚血性壊死を起こす「床ずれ（褥瘡）」になり、介助者は腰痛になってしまいます。

また、拘縮や床ずれは介助場面だけが発生要因になるのではなく、座っている時や寝ている時の姿勢が不良でも発生要因になります。利用者の拘縮・床ずれ、介助者の腰痛は、適切な福祉用具を使い、適切な介助方法、ポジショニング等を実践することで防ぐことができます。

利用者の日常生活を適切にアセスメントし、リスクになっている場面や介助動作を見直すことで、あらゆる生活場面全てが利用者や介護職員にとって安全で安心できる環境になるよう努めることが大切です。



移動用リフトをつかった移乗

愛媛県ノーリフティングケア普及啓発モデル事業

令和元年度から毎年モデル事業所6か所を公募・指定し、約7か月間をかけてノーリフティングケアの実践と効果測定を行っています。

モデル事業所	
元年度	小規模多機能型居宅介護トータルケア今井 / 特定施設入居者生活介護養護老人ホーム石燧園 介護老人保健施設にぎたつ苑 / グループホームやわらぎ 特別養護老人ホーム松葉寮 / 特別養護老人ホームつわぶき荘
2年度	特別養護老人ホームみどりの郷 / 特別養護老人ホームなごみ ユニット型介護老人保健施設アイリス / 特別養護老人ホーム砥部オレンジ荘 特別養護老人ホームていれぎ荘 / 済生会小田老人保健施設ふじの園
3年度	特別養護老人ホームル・ソレイユ / 介護老人保健施設いしづち苑 特別養護老人ホーム樋谷荘 / 通所介護 デイサービスセンターかおり 地域密着型特別養護老人ホーム開明の杜 / 特別養護老人ホームあけはま荘

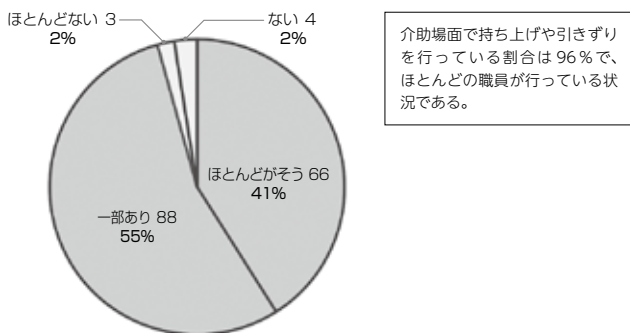
【モデル事業所が実施する内容】（7か月）

- ・実施前説明会（全事業所集合研修）
 - ・事業所での説明会・実施前介護負担調査
 - ・ノーリフティング実施計画書の作成・機器等導入
 - ・事前研修の実施
 - ・職場巡回・研修の実施（実施後調査・検証含む）
 - ・全体報告会（全事業所集合研修）の開催
- ※その他、福祉用具購入費の助成も行っています。

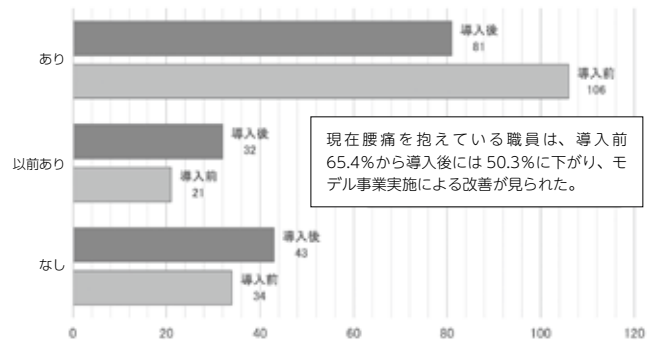


○令和2年度モデル事業所における職員アンケート（導入前後に実施） ※一部抜粋

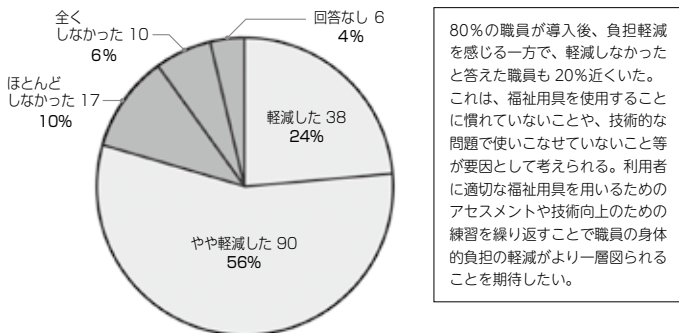
持ち上げたり引きずったりする介助はあるか（導入前）



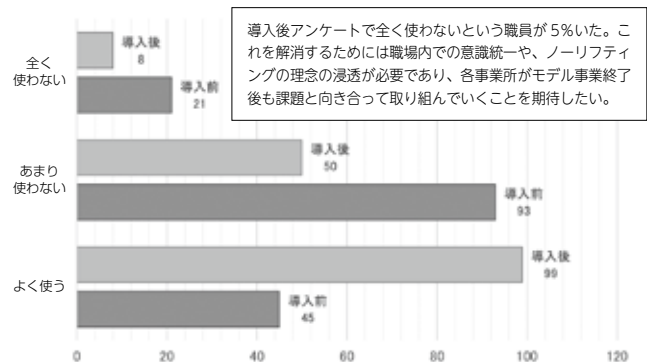
腰痛の状況



導入後の身体的負担



福祉用具・機器の使用状況



愛媛県ノーリフティングケア普及啓発セミナーの公開

令和2年度に実施したセミナーとモデル事業所の実践報告会の様子を Web で配信しています。ノーリフティングケアの基本や介護技術の一例と、モデル事業に取り組んだ現場の声などをご覧ください。興味のある方はぜひ一度、ご覧ください。

【URL】

<https://www.ehime-shakyo.or.jp/>

※「相談支援・生活支援」→「ノーリフティングケア普及啓発モデル事業」へとお進みください。



ノーリフティングケアとは

福祉用具を導入して
移乗や移動など動きのある行為だけを
見直すことではない
(ベッドの車いすのトイレ、ベッド上での移動など)

姿勢や表出されない感情を考えられること
利用者の生活すべてに安心・安全の意識を持つこと
そして、自分たちのこころから守る
安全に安心して暮らし続けるための考え方

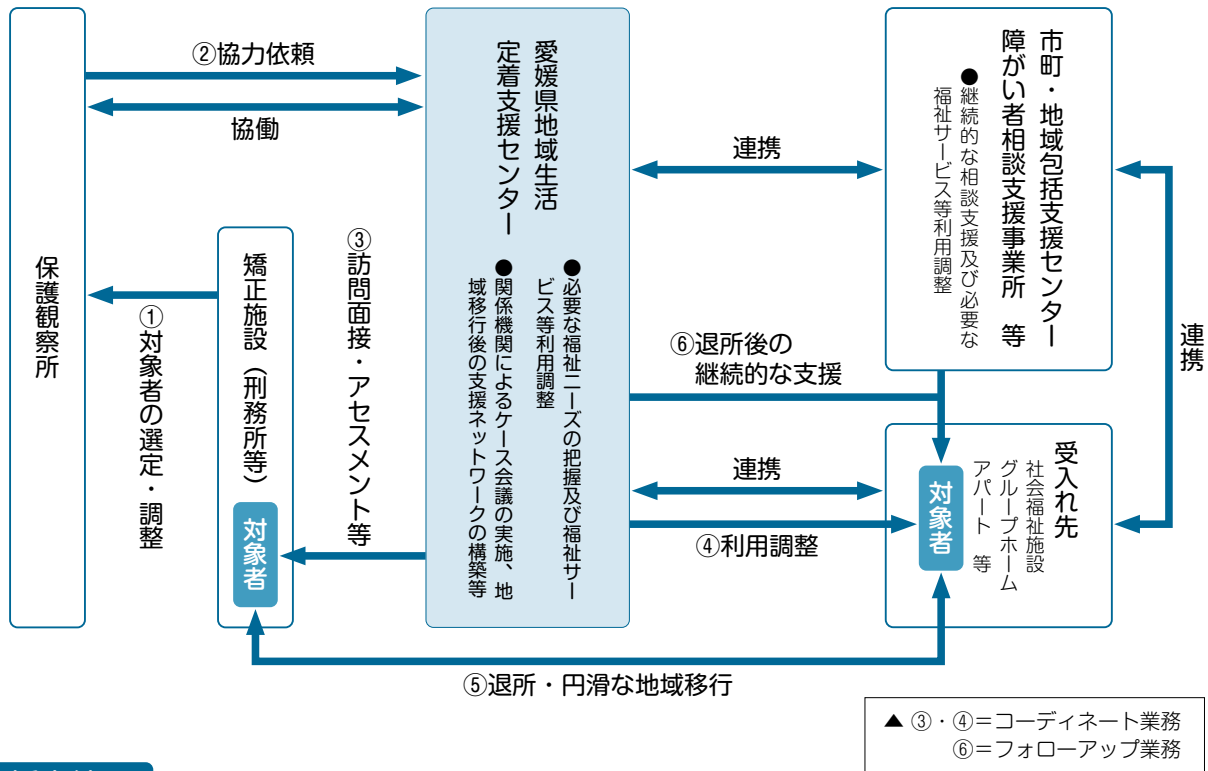
このままの介護を続けていく
利用者・介護者双方のリスクを考える

ノーリフティングケアとは ～考え方と取り組み方～

愛媛県地域生活定着支援センター

高齢の方や障がいのある方が、矯正施設から退所した後に自立した生活を営むことが困難な場合、保護観察所等と協働して、福祉サービスの利用を援助することなどにより、地域の中で安心して暮らしていただけるよう支援します。

支援の流れ



支援実績

(平成 22 年 12 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日)

(1) コーディネート業務(男性 131 名/女性 24 名)

①県内に帰住した者	74 名
②他県に帰住した者	50 名
③受入調整ができなかった者 (調整期間不足、辞退、死亡等)	21 名
④コーディネート業務継続中	10 名

(2) フォローアップ業務 (109 名)

①フォローアップ継続中の者 (県内帰住者)	33 名
②フォローアップが終了した者	76 名
・他県センター引継ぎによる終了 (他県帰住)	49 名
・対象者死亡による終了	8 名
・対象者辞退による終了	2 名
・帰住先から失踪したことによる終了	2 名
・対象者再犯による終了	15 名

(3) 対象者の状況

高齢	88 名
知的	19 名
精神	36 名
知的+精神	8 名
身障	2 名
若年認知	2 名

(4) 対象者の現在年齢

80 歳以上	39 名
70～79 歳	42 名
60～69 歳	28 名
50～59 歳	25 名
40～49 歳	15 名
18～39 歳	6 名

(5) 矯正施設入所回数

1 回	91 名
2～5 回	31 名
6～10 回	14 名
11～15 回	14 名
16～29 回	4 名
30 回以上	1 名

(6) 対象者の直近罪名

窃盗・常習累犯窃盗	110 名
銃刀法違反	7 名
強制わいせつ	5 名
暴行・傷害	5 名
覚せい剤	4 名
放火	6 名
その他	18 名

(7) 対象者の県内帰住先 (74 名)

更生保護施設	2 名	救護施設	14 名	特別養護老人ホーム	3 名	老人保健施設	1 名
自立準備ホーム	9 名	障害者支援施設	1 名	有料老人ホーム	8 名	病院	4 名
自宅・アパート等	23 名	養護老人ホーム	7 名	サービス付き住宅	2 名		

その他

愛媛県の刑法犯認知件数は、平成 15 年をピークに年々減少し、令和元年には 7,446 件と戦後最少を更新したが、再犯者率については平成 30 年が 51.2%、令和元年が 51.0%と一貫して 5 割を超えており、令和元年の全国の再犯者率 48.8%よりも高い状況が続いています。

罪を犯した人等には、高齢の方や障がいのある方など、様々な生きづらさを抱えている方が少なくなく、地域社会の受け入れが重要となってくることから、本センターでは令和 2 年度より下記の取組みを行っています。

(1) 地域福祉支援検討会及び地域福祉研修

地域社会の支援対象者への理解を促進し、支援に携わる地域の関係機関・団体と連携した地域ネットワークの構築・強化に努めています。



(2) 福祉事業者巡回開拓の実施

地域の福祉資源を広く的確に把握して支援協力者の確保を図るとともに、本事業への理解を深めることで円滑な地域移行につなげるため、地域にある福祉関係の事業所等を巡回しています。

福祉サービス評価事業等について

本会では、福祉サービスの質を確保するとともに、利用者本位の福祉の実現を目指すため、福祉施設等の評価事業を実施しています。

1 地域密着型サービス外部評価事業（外部評価事業）

評価対象	認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）
受審頻度等	年 1 回以上の受審が義務（実施頻度の回数は、一部緩和条件あり） ※評価機関と運営推進会議のいずれかから選択
評価結果の公開	義務
事業概要	少人数の家庭的な住居で、職員や他の利用者とともに暮らすグループホームは利用者本人が認知症であるため、仮にサービスの質などに問題があっても表面には出にくく閉鎖的になりやすいという欠点を指摘されます。このような中、事業者自らが事業所の現状を多角的に分析して改善点を発見し、質を高める契機とするために評価を行うこと（自己評価）、さらには、同等の項目について外部の客観的な観点から、より精度の高い評価を行うこと（外部評価）という一連のサービス評価が義務付けられています。

2 福祉サービス第三者評価事業（第三者評価事業）

評価対象	社会福祉法人等が経営する福祉施設
受審頻度等	保育所、特別養護老人ホーム等高齢者施設、障がい者施設：受審は任意 社会的養護施設：3年に1回（義務）
評価結果の公開	任意（社会的養護施設は義務）
事業概要	福祉サービスの利用が契約制度に移行し、利用者は自らにふさわしいサービスを選択することが求められており、本評価は、利用者の選択を支援するための情報提供や事業所が客観的・専門的な評価を受けることで、自らのサービスの現状と課題を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的として行うものです。事業所による本評価への取組みは、サービスの質の向上に向けた組織的な体制づくりや利用者及び関係者等からの信頼の獲得・向上にもつながります。

上記の 2 つの評価事業は、対象等の違いはありますが、「福祉サービスの質の向上」と「利用者によるサービス選択の支援」を目的とする点で共通をしています。本会では、両事業の適正かつ効果的な運営を通じて、福祉サービスの質と利用者の利便性の向上を図ってまいりますので、福祉関係者をはじめ様々な立場の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

愛媛県社会福祉協議会 賛助会員募集!!

本会は、民間の地域福祉推進団体として、地域住民や市民活動団体等との密接な連携のもと、「自立・共生」を活動の柱に福祉サービス利用者の自立支援を保障し、かつ県民の福祉環境・福祉文化の構築を目指しています。

誰もが住み慣れた地域で安心して生活が送れるような「福祉のまちづくり」に向けて、県民をはじめ関係団体等と協働して活動を行っています。本会の趣旨にご賛同いただき、会員としてご支援・ご協力をお願いします。

会 員 1口 10,000円

加入条件 社会福祉事業に関心を持ち、本会の目的及び事業に賛同する企業・団体又は個人

令和3年度会員 (8月1日現在)

(50音順)

No	企業・団体名	郵便番号	住所	電話番号
1	株式会社あいテレビ	790-8529	松山市竹原町 1-5-25	089-921-2121
2	アカマツ株式会社	790-0921	松山市福音寺町 235-1	089-975-1234
3	アマノ印刷有限会社	790-0932	松山市東石井町 1-10-30	089-956-2442
4	株式会社伊予銀行	790-8514	松山市南堀端町 1	089-941-1141
5	株式会社伊予鉄グループ	790-0012	松山市湊町 4-4-1	089-948-3222
6	株式会社伊予鉄高島屋	790-8587	松山市湊町 5-1-1	089-948-2111
7	株式会社エーシー	791-2113	伊予郡砥部町拾町 105-1	089-956-8858
8	株式会社愛媛銀行	790-8580	松山市勝山町 2-1	089-933-1111
9	愛媛県信用農業協同組合連合会	790-0006	松山市南堀端町 2-3	089-948-5211
10	愛媛県森林組合連合会	790-8582	松山市三番町 4-4-1	089-941-0164
11	愛媛県農業協同組合中央会	790-8555	松山市南堀端町 2-3	089-948-5607
12	エヒメシステム	791-1113	松山市森松町 838-4	089-976-4111
13	株式会社愛媛新聞社	790-8511	松山市大手町 1-12-1	089-935-2111
14	愛媛信用金庫	790-0002	松山市二番町 4-2-11	089-946-1111
15	えひめ税理士法人	790-0878	松山市勝山町 1-78-1 効伊-勝山 202	0120-358-377
16	えひめ中央農業協同組合	790-0011	松山市千舟町 8-128-1	089-943-2121
17	株式会社愛媛電算	790-0067	松山市大手町 1-11-7	089-941-2226
18	岡田印刷株式会社	790-0012	松山市湊町 7-1-8	089-941-9111
19	音伍繊維工業株式会社 松山支店	791-8018	松山市問屋町 10-51	089-923-2020
20	株式会社オフィス・ラボ	791-1106	松山市今在家四丁目 9-32	089-958-2483
21	株式会社戒田商事	791-1114	松山市井門町 190-1	089-956-2295
22	喫茶ふれあい	790-8553	松山市持田町 3-8-15	089-921-7022
23	クボタ印刷株式会社	790-0921	松山市福音寺町 579-6	089-998-7771
24	佐川印刷株式会社	791-8018	松山市問屋町 6-21	089-925-7471
25	株式会社 CPI	790-0065	松山市宮西三丁目 4-40	089-904-2077
26	株式会社四国テクニカ 松山営業所	790-0856	松山市南町 2-7-11 井関ビル 3 F	089-915-0730
27	株式会社松栄印刷所	790-0003	松山市三番町 7 丁目 9-2	089-941-3334
28	株式会社松年社	790-0952	松山市朝生田町 4-7-27	089-932-0666
29	株式会社シルバー サポートジャパン	839-0863	福岡県久留米市国分町 1466-6	
30	株式会社 スイッチプラン	790-0062	松山市南江戸 2-9-17	089-995-8231
31	セキ株式会社	790-8686	松山市湊町 7-7-1	089-945-0111
32	全国共済農業協同組合 連合会愛媛県本部	790-0006	松山市南堀端町 2-3	089-948-5533

No	企業・団体名	郵便番号	住所	電話番号
33	株式会社曾我商会	790-0047	松山市余戸南 1-20-28	089-968-6206
34	大王製紙株式会社	799-0492	四国中央市紙屋町 2-60	0896-23-9001
35	大昌工芸株式会社	790-0966	松山市立花 6-5-27	089-943-3504
36	大日商事株式会社	535-0002	大阪市旭区大宮 4-18-18	06-6952-7015
37	太陽印刷株式会社	790-0921	松山市福音寺町 514-1	089-932-2881
38	チャンプオート	798-0020	宇和島市高串 3 番地 61-1	0895-25-4114
39	中央法規出版株式会社 広島営業所	732-0804	広島市南区西蟹屋 2-9-12 FKDビル3階	082-568-5870
40	株式会社テレビ愛媛	790-8537	松山市真砂町 119	089-943-1111
41	東武トップツアーズ 株式会社松山支店	790-0003	松山市三番町 4-11-6-2 F	089-941-9231
42	東洋羽毛中四国販売 株式会社愛媛営業所	791-1114	松山市井門町 21-1	089-958-2331
43	株式会社トーカイ	790-0924	松山市南久米町 110	089-976-3323
44	トヨタカローラ 愛媛株式会社	791-8511	松山市中央 1-16-5	089-922-3311
45	Dream 財団	107-0052	東京都港区赤坂九丁目 7-7 ザ・パークレジデンシイズ・ アット・ザ・リッツ・カールトン	050-3852-6855
46	南海放送株式会社	790-8510	松山市本町 1-1-1	089-915-3333
47	濱商株式会社	790-0001	松山市一番町 1-11-7	089-933-8588
48	株式会社ハラプレックス 松山支店	790-0056	松山市土居田町 396 番地 6 号	089-974-8711
49	株式会社パルス・デザイン	790-0913	松山市畑寺 1 丁目 7-19-4	089-932-1131
50	株式会社ひめぎんソフト	790-0874	松山市南持田町 27-1	089-943-7767
51	株式会社フジ	790-8567	松山市宮西 1-2-1	089-926-7111
52	富士フィルム BI 愛媛 株式会社	790-0003	松山市三番町 7-1-21	089-993-8861
53	株式会社フジ トラベルサービス	790-0065	松山市宮西 1-5-10	089-947-8070
54	株式会社船倉	790-0878	松山市勝山町 2-10-4	089-941-4578
55	平和印刷工業株式会社	790-0921	松山市福音寺町 728	089-947-9155
56	名鉄観光サービス 株式会社松山支店	790-0003	松山市三番町 4-12-4	089-921-5131
57	モリモ産産株式会社	791-0222	東温市下林 2126	089-968-2599
58	ヤマキ株式会社	799-3194	伊予市米湊 1698-6	089-982-1231
59	ヤマシヨウ株式会社	790-0823	松山市清水町一丁目 6-3	089-922-4888
60	株式会社ユニマツ ライフ松山営業所	790-0038	松山市和泉北 3-11-8	089-986-6900
61	ReM	790-0864	松山市築山町1-28 池永ビル2F	089-993-8960

その他

賛助会員の皆様には、「機関紙」をお送りするほか、本会ホームページ及び「機関紙」に、お名前を掲載しています。

暮らしに
役立つ

毎日の暮らしでちょっと聞きたい、とても困っている、不安で仕方がない…そんなとき

相談窓口



法律

法律全般の相談

愛媛弁護士会 法律相談センター
☎ 089-941-6279

相談日時 月・金曜日(要予約) 13:00～16:00
水曜日(要予約) 17:30～19:00
(1人30分以内)

成年後見制度に関する相談

成年後見センター・リーガルサポートえひめ支部
☎ 089-941-1263

相談日時 第2水曜日(要予約)
13:00～19:00(1人30分)

法的トラブル解決に関する相談

法テラス愛媛
☎ 050-3383-5580

相談日時 相談は電話予約の上
(予約受付:月～金曜日 9:00～17:00)

財産管理や成年後見に関する相談

愛媛弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター
☎ 089-941-6279

相談日時 毎月第3水曜日(要予約)
13:00～15:00(1人30分以内)

成年後見制度に関する相談

コスモス成年後見サポートセンター愛媛県支部(愛媛県行政書士会内)
☎ 089-907-6363

相談日時 相談は電話予約の上
(予約受付:月～金曜日 9:00～17:00)

相続・遺言・登記・借金・裁判手続きのアドバイス

愛媛県司法書士総合相談センター
☎ 089-941-1263

相談日時 第2・第3水曜日(要予約)
13:00～16:00(1人30分)

遺言・契約・任意後見などに関する相談

松山合同公証役場 公正証書相談
☎ 089-941-3871

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
9:00～12:00、13:00～16:30



交通事故

交通事故にかかる賠償問題などの相談※弁護士無料相談を希望される場合は、相談員への事前相談が必要

愛媛県交通事故相談所
☎ 089-941-2111
(内線 5586)

受付日時 9:00～12:00 相談日時 9:00～12:00
13:00～15:00 13:00～16:00

弁護士無料相談(要予約) 第1・第3金曜日 13:00～14:00

損害の請求額・請求方法、賠償責任などの相談

日弁連交通事故相談センター 愛媛県支部
☎ 089-941-6279

相談日時 火曜日(要予約)
13:30～16:00(1人30分以内)

生活

消費生活の相談

愛媛県消費生活センター
☎ 089-925-3700

相談日時 月・火・木・金曜日 9:00～17:00
水曜日 9:00～19:00

生活の安全を守るための相談

警察総合相談室
☎ 089-931-9110または#9110

相談日時 24時間
(夜間・土・日・祝日は当直対応)

人権問題に関する相談

愛媛県人権啓発センター
☎ 089-941-8037

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
8:30～17:15

性暴力の相談

えひめ性暴力被害者支援センター
☎ 089-909-8851

相談日時 24時間365日

多重債務に関する相談

四国財務局 多重債務者相談窓口
☎ 087-811-7801

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
9:00～12:00、13:00～17:00

年金

年金全般の相談

新居浜年金事務所
☎ 0897-35-1300

今治年金事務所
☎ 0898-32-6141

松山東年金事務所
☎ 089-946-2146

松山西年金事務所
☎ 089-925-5105

宇和島年金事務所
☎ 0895-22-5440

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
8:30～17:15

仕事就職

福祉の仕事や専門で紹介する無料職業相談所

愛媛県福祉人材センター
☎ 089-921-5344

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
9:00～17:00

労働に関するあらゆる分野の相談

愛媛労働局 総合労働相談コーナー
☎ 089-935-5208

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
9:00～12:00、13:00～17:00

若年者の就職相談

ジョブカフェ愛work(愛媛県若年者就職支援センター)
☎ 089-913-8686

相談日時 月～金曜日 9:00～19:00
土曜日 10:00～18:00
(祝日、年末年始を除く)

若年者の就職相談(学生をのぞき15～39歳まで就職を目指す方)

えひめ若者サポートステーション
☎ 089-948-2832

相談日時 月～土曜日(祝日、年末年始を除く)
10:00～18:00

東予若者サポートステーション
☎ 0897-32-2181

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
10:00～18:00

介護

福祉サービスに関する苦情解決の専門機関

愛媛県運営適正化委員会
☎ 089-998-3477

相談日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
9:00～12:00、13:00～16:30

在宅介護に関する相談ごと全般

愛媛県在宅介護研修センター
☎ 089-914-0721

相談日時 平日（年末年始を除く）
8:30～17:30
※相談はお電話で事前予約をお願いします。

認知症の介護に関する相談

認知症の人と家族の会 愛媛県支部
☎ 089-923-3760

相談日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
10:00～16:00

福祉用具・住宅改造に関する相談

愛媛県介護実習・普及センター
☎ 089-921-5140

相談日時 火～金曜日（祝日、年末年始を除く）
9:00～16:00

高齢者

生活全般にわたる心配ごとや悩みごと

愛媛県高齢者相談センター
☎ 089-921-8789

相談日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
9:00～12:00、13:00～17:00



健康・悩み

心の悩み相談

愛媛いのちの電話
☎ 089-958-1111

相談日時 毎日 12:00～0:00

難病の患者さんの悩み相談

愛媛県難病相談支援センター
☎ 089-960-5013

相談日時 月・水 9:00～12:00、13:00～15:00
金 9:00～12:00
（祝日・年末年始を除く）

心の問題や精神的な悩み

こころのダイヤル 愛媛県心と体の健康センター
☎ 089-917-5012

相談日時 月・水・金曜日（祝日、年末年始を除く）
9:00～12:00、13:00～15:00

お子さんが急な病気やけがの時の相談

愛媛県子ども医療電話相談
☎ 089-913-2777
8000（短縮ダイヤル）携帯・プッシュ回線

相談日時 平日 19:00～翌8:00 土曜 13:00～翌8:00
日・祝 8:00～翌8:00 ※県内発信に限る

心の病気、精神保健に関する相談

愛媛県心と体の健康センター
☎ 089-911-3880

相談日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
8:00～17:15

医療に関する患者や家族からの苦情や相談

愛媛県医療安全支援センター
詳細は、同センター HP で確認

相談日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
8:30～12:00、13:00～17:00

女性

女性に関する様々な相談

愛媛県福祉総合支援センター
☎ 089-927-3490

相談日時 ●電話相談・来所相談
（まずは電話で相談して下さい。）
月～金曜日（祝祭日、年末年始を除く）
8:30～17:15

●女性夜間ダイヤル相談
毎日（祝日、年末年始を除く）
18:00～20:00

女性に関する様々な相談

愛媛県男女共同参画センター
☎ 089-926-1644

相談日時 ●一般相談
来所／8:30～16:30
電話等／
火～金曜日（祝日、年末年始を除く）
8:30～17:30
土～日曜日（祝日、年末年始を除く）
8:30～16:30
●心理相談（臨床心理士）電話または面談／
木曜日（第5木曜日は除く）（要予約）
13:00～17:00
●法律相談（弁護士）面談（1人30分）／
第1・第2・第4木曜日（要予約）
13:00～15:30

女性の人権に関する相談

女性の人権ホットライン 松山地方検察局
☎ 0570-070-810
IP 電話の方 089-932-1875

相談日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
8:30～17:15

母子家庭等に関する相談

母子家庭等就業・自立支援センター
☎ 089-907-3200

相談日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
9:00～17:00

子ども

児童問題全般の相談

愛媛県福祉総合支援センター
☎ 089-922-5040

愛媛県東予子ども・女性支援センター
☎ 0897-43-3000

愛媛県南予子ども・女性支援センター
☎ 0895-22-1245

相談日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
8:30～17:15

児童問題全般の相談

いじめ相談ダイヤル 24
☎ 0120-0-78310

相談日時 24時間受付

子どもの人権に関する相談

子どもの人権 110番 松山地方検察局
☎ 0120-007-110
IP 電話の方 089-932-0877

相談日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
8:30～17:15

不登校、いじめ等の相談

愛媛県総合教育センター
☎ 089-963-3986

相談日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
8:30～17:15

ひきこもり、ニート等に関する相談

引きこもり相談室 愛媛県心と体の健康センター
☎ 089-911-3883

相談日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
9:00～17:00

愛媛県内市町社会福祉協議会一覧

団体名	〒	所在地	建物名	電話番号
松山市社会福祉協議会	790-0808	松山市若草町8-2	松山市総合福祉センター	089-941-4122
余土支所	790-0045	松山市余戸中2-8-22	余戸中分館2階	089-971-6790
桑原支所	790-0905	松山市樽味1-4-3		089-941-4281
北条支所	799-2436	松山市河野別府937-1	松山市北条社会福祉センター	089-993-1400
中島支所	791-4501	松山市中島大浦1626	松山市役所中島支所2階	089-997-1822
今治市社会福祉協議会	794-0043	今治市南宝来町1-9-8	今治市総合福祉センター愛らんど今治	0898-22-6018
朝倉支部	799-1603	今治市朝倉下乙112-2	朝倉三世交流センター内	0898-56-1929
玉川支部	794-0102	今治市玉川町大野甲86-1	今治市玉川福祉センター	0898-36-8140
波方支部	799-2102	今治市波方町樋口甲250	デイサービスセンター波方となり	0898-41-7246
大西支部	799-2205	今治市大西町宮脇甲501-2	今治市大西老人福祉センター	0898-53-5380
菊間支部	794-2304	今治市菊間町池原34	今治市菊間デイサービスセンター	0898-54-5700
吉海支部	794-2114	今治市吉海町名1466	今治市吉海老人福祉センター	0897-84-4110
宮窪支部	794-2203	今治市宮窪町宮窪3544-2	今治市宮窪福祉センター	0897-86-3939
伯方支部	794-2305	今治市伯方町木浦甲3930-1	今治市伯方福祉センター	0897-74-2123
上浦支部	794-1403	今治市上浦町甘崎3878-1	今治市上浦福祉センター	0897-87-4274
大三島支部	794-1306	今治市大三島町野々江2435-2	今治市大三島福祉センター	0897-83-1110
関前支部	794-1101	今治市関前岡村甲2525-1	今治市高齢者生活支援ハウス	0897-88-2455
宇和島市社会福祉協議会	798-0003	宇和島市住吉町1-6-16	宇和島市総合福祉センター	0895-23-3711
吉田支所	799-3703	宇和島市吉田町東小路甲58-5		0895-52-3166
三間支所	798-1113	宇和島市三間町迫目126	三間保健福祉センター	0895-58-1051
津島支所	798-3301	宇和島市津島町岩松甲471	津島保健センター 1F	0895-20-8101
八幡浜市社会福祉協議会	796-0010	八幡浜市松柏乙1101	八幡浜市保健福祉総合センター	0894-23-2940
保内支部	796-0202	八幡浜市保内町宮内1-124-1	保内保健福祉センター	0894-36-0262
新居浜市社会福祉協議会	792-0031	新居浜市高木町2-60	新居浜市総合福祉センター	0897-32-8129
別子山分館	799-0650	新居浜市別子山乙241-6	新居浜市総合福祉センター別子山分館	0897-64-2350
介護事業所	792-0811	新居浜市庄内町6-11-46	新居浜市社会福祉協議会介護事業所	0897-32-8339
西条市社会福祉協議会	799-1371	西条市周布606-1	西条市東予総合福祉センター	0898-64-2600
西条支所	793-0041	西条市神拝甲324-2	西条市総合福祉センター	0897-53-0873
東予支所	799-1371	西条市周布606-1	西条市東予総合福祉センター	0898-64-2600
丹原支所	791-0508	西条市丹原町池田1733-1	西条市丹原福祉センター	0898-76-2433
小松支所	799-1101	西条市小松町新屋敷乙48-1	西条市小松地域福祉センター	0898-72-6363
大洲市社会福祉協議会	795-0064	大洲市東大洲270-1	大洲市総合福祉センター	0893-23-0313
長浜支所	799-3401	大洲市長浜甲489-1	大洲市長浜体育館	0893-52-1194
肱川支所	797-1504	大洲市肱川町山鳥坂74	大洲市役所 肱川支所	0893-34-2312
河辺支所	797-1601	大洲市河辺町植松428	大洲市河辺老人福祉センター	0893-39-2510
伊予市社会福祉協議会	799-3127	伊予市尾崎3-1	伊予市総合保健福祉センター	089-982-0393
伊予事務所	799-3113	伊予市米湊723-1		089-983-6224
中山事務所	791-3203	伊予市中山町出淵2-138-1		089-967-0100
双海事務所	799-3203	伊予市双海町上灘甲5821-6		089-986-5777
四国中央市社会福祉協議会	799-0404	四国中央市三島宮川4-6-55	四国中央市福祉会館	0896-28-6127
川之江支所	799-0111	四国中央市金生町下分791-2	川之江文化センター	0896-28-6237
土居支所	799-0712	四国中央市土居町入野174-3	土居福祉センター	0896-28-6351
新宮支所	799-0303	四国中央市新宮町新宮50	高齢者生活福祉センター	0896-72-2774
西予市社会福祉協議会	797-1212	西予市野村町野村12-15	西予市野村保健福祉センター	0894-72-2306
明浜支所	797-0201	西予市明浜町高山甲3656	明浜健康管理センター	0894-69-8066
宇和支所	797-0015	西予市宇和町卯之町4-746		0894-62-3770
城川支所	797-1717	西予市城川町下相945	西予市城川支所	0894-82-1266
三瓶支所	796-0907	西予市三瓶町朝立1-360-1	西予市三瓶支所	0894-33-3046
東温市社会福祉協議会	791-0211	東温市見奈良490-1	東温市総合保健福祉センター 2F	089-955-5535
上島町社会福祉協議会	794-2550	上島町生名2133-3	上島町生名デイサービスセンター	0897-76-2638
久万高原町社会福祉協議会	791-1501	久万高原町上黒岩2920-1		0892-56-0750
久万支所	791-1201	久万高原町久万45-2		0892-21-0800
面河支所	791-1701	久万高原町茨草2310	おもご高齢者生活支援ハウス	0892-50-1833
柳谷支所	791-1801	久万高原町柳井川846	柳谷保健福祉センター内	0892-54-2941
松前町社会福祉協議会	791-3120	松前町筒井710-1	松前町総合福祉センター	089-985-4144
砥部町社会福祉協議会	791-2120	砥部町宮内1369	砥部町中央公民館内	089-962-7100
内子町社会福祉協議会	791-3392	内子町内子1515	内子町役場 内子分庁	0893-44-3820
小田支所	791-3501	内子町小田82		0892-52-2627
伊方町社会福祉協議会	796-0301	伊方町湊浦1995-1	伊方町中央公民館5階	0894-38-2360
瀬戸支所	796-0502	伊方町三机乙1087-1	瀬戸デイサービスセンター	0894-57-2180
三崎支所	796-0801	伊方町三崎1700-16	三崎保健福祉センター	0894-54-2222
松野町社会福祉協議会	798-2101	松野町大字松丸1661-13	ふれあい福祉センター	0895-42-0794
鬼北町社会福祉協議会	798-1341	鬼北町近永782	鬼北町総合福祉センター	0895-45-3709
日吉支所	798-1502	鬼北町下鍵山500	鬼北町日吉中央集会所	0895-44-2588
愛南町社会福祉協議会	798-4101	愛南町御荘菊川1157		0895-73-7777
西海事業所	798-4204	愛南町櫻月212-1	西海保健福祉センター	0895-82-0067

愛媛県内地域包括支援センター一覧

市町名	名称	〒	所在地	電話番号
松山市	松山市地域包括支援センター桑原・道後	790-0855	松山市持田町1-3-30	089-993-5666
	松山市地域包括支援センター石井・浮穴・久谷	790-0932	松山市東石井7-3-32	089-957-0808
	松山市地域包括支援サブセンター浮穴・久谷	791-1123	松山東方町甲1272-1	089-905-8889
	松山市地域包括支援センター小野・久米	790-0925	松山市鷹子740	089-970-3761
	松山市地域包括支援センター東・拓南	790-0864	松山市築山町5-11	089-915-7760
	松山市地域包括支援センター雄郡・新玉	790-0011	松山市千舟町8-128-1	089-993-7220
	松山市地域包括支援センター味酒・清水	790-0823	松山市清水町3-15	089-991-1135
	松山市地域包括支援センター垣生・余土	790-0043	松山市保免西4-5-25	089-989-7600
	松山市地域包括支援センター生石・味生	791-8056	松山市別府町177-1	089-953-3888
	松山市地域包括支援センター三津浜	791-8066	松山市菟川2-10-23	089-953-1130
	松山市地域包括支援センター中島	791-4501	松山市中島大浦1626中島支所内	089-997-0454
	松山市地域包括支援センター城北	799-2651	松山市堀江町甲338-2	089-911-8005
	松山市地域包括支援センター北条	799-2436	松山市河野別府937-1	089-992-0117
今治市	今治市地域包括支援センター美須賀・立花	794-0037	今治市黄金町2-2-5	0898-55-8872
	今治市地域包括支援センター日吉・近見	794-0054	今治市北日吉町1-11-17	0898-22-7960
	今治市地域包括支援センター西・南	794-0065	今治市別名272	0898-33-7861
	今治市地域包括支援センター桜井・朝倉・玉川	794-0102	今治市玉川町大野甲86-1	0898-36-8330
	今治市地域包括支援センター北郷・大西・菊間	799-2205	今治市大西町宮脇甲501-2	0898-53-5540
	今治市伯方地域包括支援センター	794-2305	今治市伯方町木浦甲3930-1	0897-72-1065
	今治市伯方地域包括支援センターサブセンター大島	794-2114	今治市吉海町名1466	0897-84-4110
	今治市伯方地域包括支援センターサブセンター大三島	794-1306	今治市大三島町野々江甲2435-2	0897-83-1110
	高齢介護課(地域包括支援担当)	794-8511	今治市別宮町1-4-1	0898-36-1528
宇和島市	宇和島市地域包括支援センター	798-8601	宇和島市曙町1市役所内	0895-49-7019
八幡浜市	八幡浜市地域包括支援センター	796-0010	八幡浜市松柏乙1101保健福祉総合センター内	0894-24-3918
新居浜市	新居浜市地域包括支援センター	792-8585	新居浜市一宮町1-5-1市役所内	0897-65-1245
西条市	西条市地域包括支援センター	793-8601	西条市明屋敷164市役所内	0897-52-1412
	西条市地域包括支援センター西条北部	793-0027	西条市朔日市269-1済生会西条病院内	0897-55-5359
	西条市地域包括支援センター西条南部	793-0035	西条市福武甲162-1西条愛寿会病院内	0897-55-0630
	西条市地域包括支援センター東予	799-1301	西条市三芳1535-1社会福祉法人亀天会内	0898-66-5520
大洲市	大洲市地域包括支援センター	795-8601	大洲市大洲690-1市役所内	0893-24-2111
	サブセンター大洲中央	795-8601	大洲市大洲690-1	0893-24-2111
	サブセンター大洲西	799-3401	大洲市長浜甲480-3長浜支所内	0893-52-1111
	サブセンター大洲東	797-1592	大洲市肱川町山鳥坂72-1肱川支所内	0893-34-2340
伊予市	伊予市地域包括支援センター	799-3113	伊予市米湊1212-5	089-909-6260
四国中央市	四国中央市地域包括支援センター	799-0497	四国中央市三島宮川4-6-55市役所内	0896-28-6147
西予市	西予市地域包括支援センター(本所)	797-1212	西予市野村町野村12-15	0894-72-0022
	西予市地域包括支援センター(支所)	797-0015	西予市宇和町卯之町4-746	0894-62-7730
東温市	東温市地域包括支援センター	791-0211	東温市見奈良490-1	089-955-0150
上島町	上島町地域包括支援センター	794-2550	上島町生名2133-4	0897-76-2261
	上島町地域包括支援センター岩城サブセンター	794-2410	上島町岩城2239	0897-74-0755
	上島町地域包括支援センター魚島窓口	794-2540	上島町魚島1-1367-2	0897-74-1120
久万高原町	久万高原町地域包括支援センター	791-1201	久万高原町久万212	0892-50-0230
松前町	松前町地域包括支援センター	791-3192	松前町大字筒井631	089-985-4205
砥部町	砥部町地域包括支援センター	791-2195	砥部町宮内1392町役場内	089-962-6118
	砥部町地域包括支援センター広田サブセンター	791-2205	砥部町総津409	089-969-2111
内子町	内子町地域包括支援センター	795-0392	内子町平岡甲168町役場内	0893-44-2111
伊方町	伊方町地域包括支援センター	796-0301	伊方町湊浦1993-1	0894-38-2652
松野町	松野町地域包括支援センター	798-2102	松野町大字延野々1406-4保健センター内	0895-42-1933
鬼北町	鬼北町地域包括支援センター	798-1395	鬼北町大字近永800-1町役場内	0895-45-1111
愛南町	愛南町地域包括支援センター	798-4131	愛南町城辺甲2420	0895-72-7325

令和2年度 決算の概要

(単位：円)

1 令和2年度 一般会計貸借対照表

勘定科目	当年度末	勘定科目	当年度末
流動資産	973,730,892	流動負債	132,139,565
固定資産	8,640,970,432	固定負債	7,384,121,436
		負債の部合計	7,516,261,001
		基本金	110,000,000
		基金	162,561,787
		国庫補助金等特別積立金	1,472,357,455
		その他の積立金	225,445,565
		次期繰越活動増減差額	128,075,516
		純資産の部合計	2,098,440,323
資産の部合計	9,614,701,324	負債及び純資産の部合計	9,614,701,324

2 令和2年度 その他会計貸借対照表

勘定科目	当年度末	勘定科目	当年度末
流動資産	7,893,029,460	流動負債	7,740,753
固定資産	10,779,438,252	固定負債	202,100,805
		負債の部合計	209,841,558
		国庫補助金等特別積立金	17,979,751,728
		その他の積立金	567,575,528
		次期繰越活動増減差額	△ 84,701,102
		純資産の部合計	18,462,626,154
資産の部合計	18,672,467,712	負債及び純資産の部合計	18,672,467,712

3 令和2年度 事業活動計算書(総括)

会計単位及び経理区分名	収入総額	支出総額
1 一般会計	1,381,006,154	1,252,930,638
(1) 社会福祉事業	498,776,950	378,474,469
(2) 公益事業	870,958,993	869,934,759
(3) 収益事業	11,270,211	4,521,410
2 生活福祉資金会計	12,541,399,100	12,626,261,441
3 要保護世帯向け不動産担保型生活資金会計	△ 4,660,197	456,423
4 生活福祉資金事務費会計	154,481,627	150,807,559
5 臨時特例つなぎ資金会計	△ 1,699,899	△ 3,303,690
合計	14,070,526,785	14,027,152,371

4 令和2年度 資金収支計算書(総括)

会計単位及び経理区分名	収入総額	支出総額
1 一般会計	2,862,310,896	2,009,635,610
(1) 社会福祉事業	500,553,227	363,397,185
(2) 公益事業	2,350,660,391	1,641,586,348
(3) 収益事業	11,097,278	4,652,077
2 生活福祉資金会計	17,275,771,479	9,413,690,153
3 要保護世帯向け不動産担保型生活資金会計	47,537,594	29,231,409
4 生活福祉資金事務費会計	154,215,623	154,215,623
5 臨時特例つなぎ資金会計	12,558,233	4,682,537
合計	20,352,393,825	11,611,455,332

令和3年度「新規採用職員へのインタビュー！」

Q. 学生時代に取り組んだこと

A. 大学では人文学部社会学科に所属し、ゼミでは地域社会学を専攻していました。ゼミの活動において、実際に地元住民を対象としたアンケート調査を行い、集計作業及び調査報告書を作成しました。

そして、大学の部活動は、軟式野球部のマネージャーを務めていました。私自身、初めて選手をサポートする立場になったということもあり、人を支えることの難しさを実感すると同時に、人のために尽くすことが好きであるという発見もありました。

Q. 現在の業務

A. 私は、総務企画部経営管理課に所属しています。私が担当している業務は、社会福祉法人の経営者をサポートする事業、全国及び県社協会長に関する表彰事務です。それに加えて、公用車の管理業務や契約法人への退職金の支援事業、職員の健康診断の申し込み等といった福利厚生に関する仕事も担当しています。1人で複数の事業・業務を受け持つことになるので、それぞれの業務の全体スケジュールを把握して計画的に進めていく必要があります。先を見据えて動いていけるようにしていきたいです。

Q. 4か月働いてみた感想

A. 働き始めて4か月過ぎましたが、周りの上司の方々に支えていただいていると強く感じています。まだまだ自分一人で行うことができるような判断能力が身に付いていない中で、上司の方々が一つ一つ丁寧に指導してくださっています。不安だらけの私にとって非常に心強いサポートになっています。

また、他の部署の方々にも優しく接していただいているので、こうした恵まれた環境にいられることに感謝して仕事をしています。

Q. 今後したいこと、抱負

A. 今は与えられた仕事をこなしていくことに必死ですが、今後の目標としては、相手の立場に立って物事を考えられるように仕事を進めていきたいです。そのためには、まず自分が担当している業務を理解し、それぞれの人に適した情報の提供、説明ができるように努力していきます。

さらに、視野を広げて様々な仕事に挑戦することによって、経験を多く積んでいきたいと考えています。



Q. 初ボーナスの使い道

A. 思い切って携帯を買い換えました。大人買いをした気分が嬉しかったです。大切に使いたいと思います。

Q. お昼休みのリフレッシュ！

A. 同期の平田さんとお話することです。仕事の合間にリラックスできる貴重な時間になっています。

Q. 好きな言葉・座右の銘

A. 中学生時代の恩師からいただいた「努力の上に花が咲く」という言葉です。努力を重ねて常に向上心を持って取り組んでいきたいです。



よしかわ 吉川 さん
みく 美空 さん
ひらた 平田 さん
じゅり 朱里 さん

Q. 学生時代に取り組んだこと

A. 大学では、法文学部人文社会学科に所属しており、朝鮮言語文化を専攻していました。朝鮮の絵画や手記などを通して当時の時代背景や文化などを考察したり、文学作品の翻訳を行ったりしていました。また、最近は新型コロナウイルスの影響で行けていませんが、3回生の時には韓国留学に行きました。他にもライブに行くことが好きなので、大学生の時はたくさんライブに行きました。部活やサークルには所属しておらず、ライブに行くためにアルバイトを頑張っていました。

Q. 現在の業務

A. 私は、福祉人材部人材研修課に所属しています。自分が担当している事業は3つあり、一つ目が、障がい者の就労支援や生活支援を行う「社会就労センター協議会に関すること」、二つ目が「福祉職員階層別研修事業」、三つ目が国家試験の受験対策講座を行う「社会福祉士及び介護福祉士資格支援事業」です。

人材研修課は、対面で行うイベントや研修が多いので、新型コロナウイルスの影響が大きいと思います。早く収束し、通常通りの業務ができるようになればいいなと思います。

Q. 4か月働いてみた感想

A. 新しい環境で社会人として働くということへの不安から、最初は緊張していましたが、上司や先輩職員の方々が一から丁寧に指導してくださり、休憩時間も優しく話しかけてくださったことで自然と緊張が解けました。



自分が担当している業務のほかに、イベントや研修に同行させていただき、準備から当日までの工程を間近で見て、とても勉強になりました。まだまだ分からないことばかりですが、一つでもできることを増やせるよう努めていきたいと思っています。

Q. 今後したいこと、抱負

A. 今年度の映像制作業務の企画コンペに参加させていただいたことがきっかけで、「福祉・介護の仕事魅力発信事業」に興味を持ちました。感動ドラマの作成のほかに、次世代への介護の魅力発信などにも携わってみたいですね。これから様々な業務に関わらせていただくとありますが、まずは今任せられている業務を真摯にこなしていきたいです。

Q. 初ボーナスの使い道

A. ボーナスはまだ使っていませんが、吉川さんの真似をして携帯を変えようか悩んでいます。初任給ではお財布を買いました。

Q. お昼休みのリフレッシュ！

A. お弁当を食べた後に、同期の吉川さんと集まって話すのが楽しみです。休みの日に出かける計画を立てたりしています。

Q. 好きな言葉・座右の銘

A. 「初志貫徹」を忘れず、一度決めたことは責任をもって最後まで貫き通せる人になりたいです。

今後とも、よろしくお願ひします！

全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償 ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料 (1名あたり)

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円		
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額		6,500円		
	手術保険金	入院中の手術		65,000円	
		外來の手術		32,500円	
	通院保険金日額		4,000円		
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		×	○	
年間保険料			350円	500円	

商品パンフレットは
こちら



(ふくしの保険
ホームページ)

団体割引 20%適用済 / 過去の損害率による割増引適用

<基本プランに加入される方へ>

基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。

◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。

※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

送迎サービス補償 (傷害保険)

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〈引受幹事
保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL:03(3349)5137
受付時間:平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763
受付時間:平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、動産総合保険、費用・利益保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶ 保険金額			
	基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)	
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

▶ 年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】
 定員1名あたり
 入所: 1,300円
 通所: 1,390円

- ② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護師の賠償責任補償
- オプション4 ● クレーム対応サポート補償

プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償 ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償
 施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償



プラン3 施設職員の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- ① 施設職員の労災上乗せ補償 ③ 施設職員の感染症罹患事故補償
 (新型コロナウイルス感染症も補償の対象となります。)
- オプション: 使用者賠償責任補償
- ② 施設職員の傷害事故補償 ④ 雇用慣行賠償補償



プラン4 社会福祉法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

▶ 保険金額	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1事故・期間中	5,000万円	1億円	3億円

保険期間1年

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 ▶ 社会福祉法人 **全国社会福祉協議会**

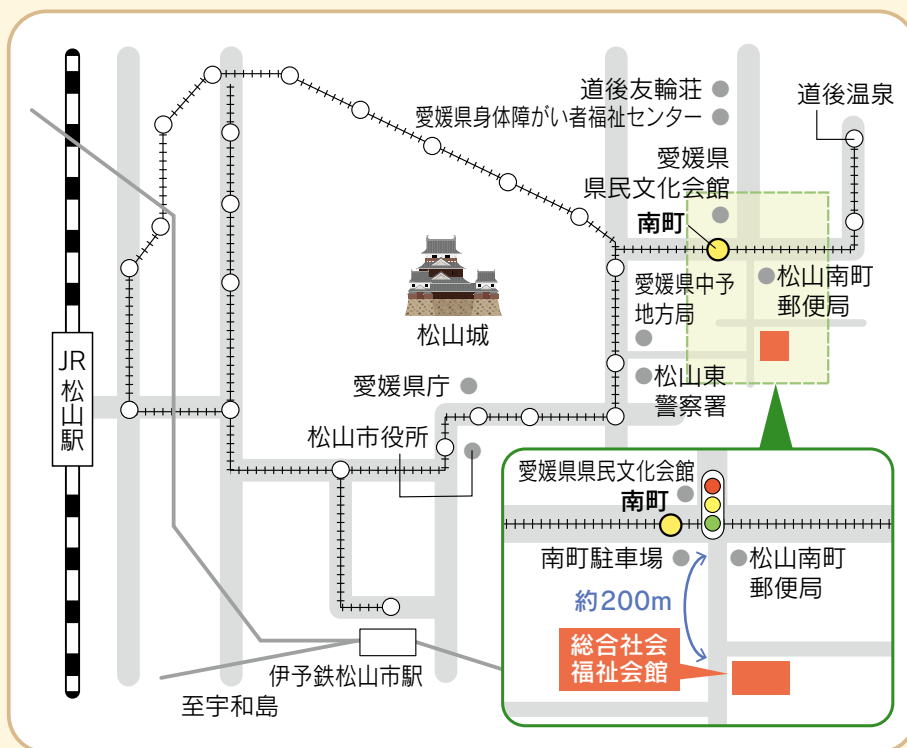
〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
 保険会社 TEL: 03(3349)5137
 受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 ▶ 株式会社 **福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
 受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

各部署お問い合わせ

総務企画部	経営管理課	TEL 089-921-8344 FAX 089-921-8939 Eメール:keiei@ehime-shakyo.or.jp
地域福祉部	地域福祉課	TEL 089-921-8912 FAX 089-921-5289 Eメール:chiiki@ehime-shakyo.or.jp
	福祉資金課	TEL 089-921-8384 FAX 089-921-5289 Eメール:shikin@ehime-shakyo.or.jp
福祉人材部	人材研修課	TEL 089-921-5344 FAX 089-921-3398 Eメール:jinzai@ehime-shakyo.or.jp
		TEL 089-921-8359 FAX 089-921-3398 Eメール:kenshu@ehime-shakyo.or.jp
福祉振興部	長寿推進課	TEL 089-921-5140 FAX 089-921-8939 Eメール:chouju@ehime-shakyo.or.jp
	調査支援課	TEL 089-921-8353 FAX 089-921-8939 Eメール:chousa@ehime-shakyo.or.jp
運営適正化委員会事務局		TEL 089-998-3477 FAX 089-921-8939 Eメール:kujo@ehime-shakyo.or.jp



交通のご案内

- JR 松山駅から …… 伊予鉄市内電車〈道後温泉行〉で 20 分。
「南町」で下車して徒歩 3 分。
- 伊予鉄松山市駅から …… 伊予鉄市内電車〈道後温泉行〉で 15 分。
「南町」で下車して徒歩 3 分
- 松山空港から …… リムジンバス〈道後温泉行〉で 36 分。
「南町」で下車して徒歩 3 分。



社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館

【TEL】089-921-8344 【FAX】089-921-8939 【URL】<https://www.ehime-shakyo.or.jp>

